

地域密着型サービス事業所 管理者様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護サービス担当課長 東郷 幸代

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る運営推進会議及び
介護・医療連携推進会議の臨時的な取扱いについて（通知）

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことを踏まえ、各施設・事業所等において、より一層の予防・まん延防止のための対策を講じていただく必要があります。

そこで、各サービスにおいて開催が義務付けられている運営推進会議又は介護・医療連携推進会議については、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応を下記のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

1 臨時的対応の期間

本通知発出の日から当面の間とします。

本通知に係る取扱いを終了する際は、改めてお知らせします。

2 各サービス共通

○ 感染のまん延を防止する観点から、①会議の延期及び中止、②書面会議（出席予定者に対し文書等で報告・意見照会を行う等）での実施を認めるものとします。

本取扱いにより、開催を延期又は中止する場合には、出席予定者にその旨連絡し、経過を記録するとともに、市及び地域包括支援センターにご一報ください。

※ただし、開催延期が長期間続く場合は、適宜、書面会議の取扱いにより意見集約を行ってください。

○ また、中止等を行わずに会議を開催する場合には、参加者へ手洗いやアルコール消毒液での手指の消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

3 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

外部評価について、運営推進会議又は介護・医療連携推進会議での評価が義務付けられているサービスについては、各事業所の状況に応じて次回（次年度の第1回目）の運営推進会議において評価を受けることを認めるものとします。

4 認知症対応型共同生活介護

外部評価の緩和の適用を受ける事業所について、緩和の要件となっている年6回の運営推進会議について、本通知に基づき、やむを得ず開催を中止する場合に、書面会議を開催した場合や、次年度の第1回目の運営推進会議と合同で実施するなど代替手段を講じた場合には、年6回のカウントに含めることを認めるものとします。

担当：北九州市保健福祉局介護保険課
居宅サービス係 西山、堀尾
施設サービス係 井上、木村
電話 093-582-2771
FAX093-582-5033